

○後志広域連合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例

平成19年 5 月31日
条例第19号

改正 令和 2 年 3 月 6 日条例第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第29条第 4 項の規定に基づき、職員の懲戒の手續及び効果について必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の手續)

第 2 条 戒告、減給、停職又は懲戒処分としての免職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(減給の効果)

第 3 条 減給の期間は 1 日以上 6 月以下とし、この期間においては、給料の額（法第22条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員にあっては、報酬）の10分の 1 以下を減ずるものとする。

(停職の効果)

第 4 条 停職の期間は、1 日以上 6 月以下とする。

- 2 停職者は、その職を保有するが、職務に従事しない。
- 3 停職者は、停職期間中、いかなる給与も支給されない。

(委任)

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年条例第 2 号）

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。